

東京都新規就農者育成方針

令和4年5月23日

東京都産業労働局農林水産部

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

(1) 課題

令和2年の東京都内の総農家数は9,567戸で、平成27年の11,222戸から1,655戸(14.7%)減少している。基幹的農業従事者の年齢構成の推移をみると、49歳以下の階層が占める割合はそれほど減少していないが、60歳代の割合が減少し、70歳以上の割合が増大している。都民生活に貢献し、持続的可能な東京農業を実現するためには、新規就農者の確保・育成が重要な課題となっている。

(2) 目標

東京都の令和2年度の新規就農者は46人、そのうち50歳未満の新規就農者は全体の約9割を占めている。平成28年度から令和2年度の過去5年間の新規就農者数は40人前後で推移している。就農形態は、農業後継者が約7割を占め、他業種からのUターン就農を中心としているが、近年、農業に関心を持つ若い世代が増え、農外からの新規参入者も増加傾向にある。

これを踏まえて、都の農業の持続的な発展に向け、新規就農者数を現状の約2倍とすることを目標とする。また企業等の法人の農業参入についても積極的に支援する。

2 新規就農者に対するサポート体制

(1) 新規就農希望者に対する支援

ア 就農相談窓口

東京都は、公益財団法人東京都農林水産振興財団を就農促進のための拠点と位置づけ、就農に向けた情報提供及び就農相談については、公益財団法人東京都農林水産振興財団及び一般社団法人東京都農業会議に相談窓口を設ける。

イ 各種研修

公益財団法人東京都農林水産振興財団において、農業に関心があり、東京都内で就農することを検討している方や就農間もない方を対象とした農業体験研修(概ね5日間)・農業技術研修(概ね20日間)を実施する。

また、東京農業アカデミー八王子研修農場において、栽培技術や農業経営に関する技術習得を図るため、都内で農外から新規就農を目指す方を対象とした2年間の実践的な研修を実施する。

ウ 情報提供・発信

就農希望者に対し、都の農業の特徴を伝えていくため、都のホームページ等を活用し、積極的に情報発信を行う。また、都内で実施される農業人フェア等就農相談の機会を活用し、就農希望者からの相談に対応する。

エ 財政面での支援

都知事が定める認定基準を満たす研修機関で研修を受ける研修生に対し、農業次世代人材投資事業（準備型）及び新規就農者育成総合対策（就農準備資金）を活用した財政的支援を行う。

(2) 新規就農者に対する支援

ア 新規就農者のステージに応じた各種支援

東京都は、関係機関・団体と就農促進対策を総合的に推進する。特に、農業改良普及センターは、就農初期段階から技術習得状況に応じた研修や個々の巡回指導を行う。また、東京都は東京都農業協同組合中央会と連携し、新規就農者を対象とした「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」を実施する。さらに経営改善に意欲的に取り組む就農者を対象とした「経営力強化セミナー」を実施する。

イ 経営改善への支援

農業経営の規模拡大や新しい取組に挑戦する農業者を支援するため、「農業チャレンジ支援センター」において販路開拓や経営相談など、農業者が抱える課題に応じて中小企業診断士等の専門家派遣など個別支援を実施する。

ウ 資金面の支援

東京都農業協同組合中央会及び各農業協同組合において、就農希望者等に対し、農業制度資金の相談に応じ、的確な資金確保に対する支援を行うとともに、新規就農者が円滑に営農活動を継続できるよう支援する。

エ 財政面での支援

経営開始時に49歳以下の認定新規就農者に対して、農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）を活用した財政的支援を行う。

3 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するために都が独自に設定する要件

東京都では、様々な者に事業の活用を促す観点から、交付対象者候補の選定に当たっては国要綱別記1の第5の1に規定される要件を用いることとし、独自の要件は設定しない。

4 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる国要綱別表1の2に基づく都加算ポイントの設定

東京都は、以下の基準により、事業の都加算ポイントを付与する。

No.	項目		ポイント
1	都が推奨する研修機関の修了	東京農業アカデミー八王子研修農場、東京都農林総合研究センター農業技術研修園芸コース、都内農の雇用事業での研修、島しょ研修機関の修了及び全国型研修期間での研修	2
		他道府県の研修機関の修了	1
2	就農時の年齢	30歳未満	2
		30歳以上45歳未満	1
3	青年等就農計画との整合性	本事業の補助金申請する対象の事業内容と青年等就農計画に記載されている内容の整合性がとれている	2
4	経営向上への意欲	「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」又は農業改良普及センター等主催の研修を受講	2
5	収入保険の加入	収入保険等に加入又は事業実施翌年度までに加入が事実と認められる	2

上記の基準により各交付対象者候補に付与しようとする都加算ポイントの合計が使用できる都加算ポイント（要綱の別紙1の別表1の2の（2）に基づき計算した値）を上回った場合、使用できる都加算ポイントを上限として各交付対象者候補に対して上記の基準に基づき傾斜配分する。

また、上記の基準により各交付対象者候補に付与する都加算ポイントの合計が使用できる都加算ポイントを下回った場合、残りの都加算ポイントを各交付対象者候補に対して均等配分する。

なお、ポイントの計算にあたっては、小数点第一位を切り捨てるものとする。